

金融庁が「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（平成31年度）」を公表

『会計情報』編集部

金融庁は平成31年3月19日、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（平成31年度）」を公表した。

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について

平成31年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項は以下のとおりとされている。

(1) 新たに適用となる会計制度に係る留意すべき事項

- 平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」による改正
- 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正

(2) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

- 改正後の内閣府令（改正開示府令）に関連する開示
- 引当金、偶発債務等の会計上の見積り項目
- 繰延税金資産の回収可能性

2. 有価証券報告書レビューの実施について

平成31年3月期以降の事業年度に係る有価証券報

告書のレビューについては、以下の内容で実施することとされている。

(1) 法令改正関係審査

平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」による改正、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正について、記載内容を審査することとされている。

(2) 重点テーマ審査

今回（平成31年3月期以降）の重点テーマは、以下のとおりとされている。

【重点テーマ】

- 関連当事者に関する開示
- ストック・オプション等に関する会計処理及び開示
- 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示

(3) 情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して審査を実施することとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ（<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190319.html>）を参照いただきたい。

以上